

令和 7 年11月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和 7 年11月10日 午後 3 時07分

市役所 501、502、503会議室

2 閉会日時 令和 7 年11月10日 午後 3 時32分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	中野 修一	渡 俊次
船越 寛治	松田 正吉	魚谷千代子	青谷 強
安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広	西崎 博文
吉村 博文	松尾 茂樹		

(2)欠席者

吉村 和真

(3)欠員 (1名)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	辰市 舞
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会)

議案第 2 号 農地法第 5 条 (知事)

議案第 3 号 利用権の設定 (農地中間管理事業の推進に関する法律)

報告第 1 号 農地法施行規則第 29 条の規定による転用許可不要届出

報告第 2 号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)

午後 3 時07分開会

○事務局長（ 君） 皆さん、現地確認のほうお疲れさまでした。

令和7年11月定例農業委員会開会の前に出席員の確認をいたします。

本日、 から欠席の連絡をいただいております。本日の出席委員数は18名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行については、 よろしくお願いたします。

○議長（ 君） 現地確認お疲れさまでした。とてつもなくいい天気になって、皆さんもお元気そうで何よりでございます。

○議長（ 君） それでは、11月期の農業委員会の議事録署名員、 のお二人にお願いします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

○議長（ 君） 議案第1号農地法第3条、11—23の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号11—23について御説明いたしますが、その前に、 が関係者になりますことから、ここで一時退席のほどよろしくお願いいたします。

退席]

○係（ 君） それでは、議案第1号の説明を続けます。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法第3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

本件の土地につきましては、令和7年第5回の本委員会の総会であっせんの申出があった農地として報告し、9月17日にあっせん協議会が開催され、売買の協議が整ったことから、今回、農地法3条の申請が行われたものです。

譲受人は、現在、年齢69歳、古賀市内において家族で農業をされておられます。農業従事年数は48年と伺っております。農業経営状況としましては、主に柑橘の栽培を行っておられます。農機具は、トラクター、パワーショベル等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ御覧ください。

福岡県動物愛護センターの南東に位置する斜線部の1筆でございます。今後の申請地における営農計画としましては、柑橘の栽培を行っていききたいとのことでございます。本件につきまして

は、地元委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明終わりました。質問、御意見等あります方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成される農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

〔 着席〕

○議長（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条、11—7の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号11—7について御説明いたします前に、こちら、 が関係者になりますことから、一時退席のほどよろしくお願いいたします。

〔 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第2号の説明を続けます。

3ページ、御覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買及び賃貸借を行い、資材置場を設置する計画でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の5ページ御覧ください。

申請地は、糟屋北部消防本部の北側に位置する斜線部の5筆でございます。

農地区分の説明でございます。本申請地は高速道路の出入り口から300mの範囲内にあるため第3種農地と判断しております。

次に、計画図等の御説明をいたします。6ページに現況図、7ページに計画平面図、8ページに縦横断図を記載しております。7ページ、御覧ください。

計画では、申請地内に記載の資材等を置く計画となっております。

雨水・排水につきましては、申請地内で集水をし、申請地北側の既設道路側溝へ排水いたします。汚水排水はございません。

次に、切土、盛土について御説明いたします。8ページ御覧ください。

申請地内において切土はなく、盛土は最大約1m程度の計画となっております。隣地境界はL型擁壁を設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和7年9月28日付で、条件付での承諾書の提出がっております。

条件としましては、水路に異物や有害物質等を流さないようにすること、水路の流れを停滞させないこと、水路からの取水は、今在家農区の許可を得ること、以上、3件でございます。

併せまして、区域委員や隣接委員の署名捺印等をいただいていることから事務局で受理いたしております。

何か補足等ありましたらよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○委員（[REDACTED] 君） 町川原の[REDACTED]です。[REDACTED]さんは賃貸で、[REDACTED]さんは売買と聞いております。ただし、今、[REDACTED]さんは、中国資本で、ネットによると、去年の4月にまだ設立されたばかりなので、少しだけ心配だと、個人的にですけど思っています。あとは、地元の承諾は得てあるので、問題ないと思います。

以上です。

○議長（[REDACTED] 君） 説明が終わりました。質問、意見等あります方は、ありませんか。どうぞ。

○委員（[REDACTED] 君） 地元農家の水利承諾、それから、今、[REDACTED]もお話しされた、懸念があるとすれば、使われ方、使用方法ということで、一応、資材置場——輸出用の一時保管場所かなというところなんですけど、特に地元の農業委員会も、水路に有害物質を流さないこととして、この条件を付してますけど、その可能性を否定できないという何かあるのかなと。

要は、ここで解体作業されて、中古のパソコンを全部まるっと輸出するとはとても思えなくて、解体して、地面の中に埋めるとか、油が出るとか、何かそういうあれが心配なんですけど、これ一旦、農地転用下りて現地がつくられれば、登記地目が雑種地かなにかになって、それ以降はもう農地法からの縛りがなくなっちゃうと思うんで、何かかんか言うても、何も請け合ってもらえないというか、そんな話になるのかなと。

ここですね、昔は[REDACTED]のちっぽな山があった場所なんですけど、いわくつきの場所なんですけど、何かちょっと心配ですというただの意見です。

ごめん、一つだけ。結局、その登記地目が農地以外になったら、もう農地法での手出し何もできないね、当たり前。

○係（[REDACTED] 君） 基本的に地目変更されてしまったら、おっしゃるとおり、こちらから制限をかけるというのはなかなか難しい部分はあるかもしれないですけども、やはりそういう案件というのが全国的にも増えてきているということもあって、資材置場等に関しては、3年間の報告を条件に基本的には許可が下りているということですので、そういうので後追いの調査をしていくというふうに、県のほうにもなっております。

○委員（[REDACTED] 君） 今回、幸いなことに[REDACTED]さんの土地は賃貸借ということで、何かあれば[REDACTED]さんにお問い合わせするという話になるかな。それでいうこと聞いちゃんなあかどうかし

らんばってん。

○係長（ 君） 今言ったように3年間の完了を写真つきですということになりますので、それで県と指導はできるかなと思っております。

○議長（ 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

2人反対かな。もう一回挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／11名〕

○議長（ 君） 1人ですね。

〔 着席〕

○議長（ 君） よろしいですか。それでは、次、11-8の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号11-8について御説明いたします。

議案書の3ページ御覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により使用貸借を行い、自己用住宅（専用住宅）に転用する内容のものでございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。

議案書の9ページ御覧ください。

申請地は、薦野の熊鶴橋の南東に位置します斜線部の1筆でございます。

農地区分でございます。本申請地は、他地目で分断され、10ha以上の広がりがないことから第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。10ページに現況図、11ページに計画平面図、12ページに断面図を記載しております。

11ページ御覧ください。

申請地に、計画では、自己用住宅を建築する計画でございまして、雨水・排水について御説明いたします。雨水排水は、宅内の北側側溝に集水しまして、西側の水路に排水いたします。汚水排水につきましては、南側県道の農業集落排水に接続・排水いたします。

次に、切土、盛土について御説明いたします。12ページ御覧ください。

申請地内において、切土は最大2cm程度、盛土は最大で72cm程度の計画となっております。隣地境界は、西側・南側の一部及び北側にコンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流

出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和7年10月24日付で条件付での承諾書の提出がっております。

条件としましては、境界協議を速やかに行うこと、計画変更の際は、米多比区開発委員会へ図面を提出すること、以上、2点でございます。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（[REDACTED] 君） これは現場のほうでも質問が上がってございましたけども、地権者が、娘さんの家族が家を建てるということで、土地を貸与するという案件でございます。米多比のほうでは、9月24日と10月21日に現地で審議いたしまして、24日付で承認をしたものでございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（[REDACTED] 君） 説明終わりました。質問、意見等ありましたら。はい。

○委員（[REDACTED] 君） さっき現地見に行きまして、一昔前やったら、井戸ボーリングの水栓があって、事前着工で、それ撤去してからたいという話の時代があったと思うんですけど、今回、そこまで言わんにしても、もちろん井戸ボーリングして水が出らんなら、この計画自体できないんで、そこまで言わんにしても、事前着工には違いないんで、一筆もらうとか、何かしらかしたほうがいいのかなど。

それと、あとこれ県道の境界がもうちょっと中に入っていくということで、これ併せて、前後して、県道の改良事業とか、大体この道狭いんで、こちら辺は広いようにも見えるんですけど、何かそんなん併せてできないですか。

○係（[REDACTED] 君） 1点目でございます。御指摘の件につきまして、ちょっと内部でも確認はいたしますが、状況を聞き取りまして、書面等を提出させるように調整したいと思っております。

○係（[REDACTED] 君） 県道については、一応境界がちょっと右側に寄り込んでいるということで、十分検討・整備等、境界等整備の上で進めるということを事業者が言っておりますので、その中でもし検討の拡張等がありましたら、併せて整備などの協議も行われるんじゃないかと思っております。

○議長（[REDACTED] 君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED] 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手お願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 〇〇〇君） 全員賛成。

次に、11—9の説明をお願いします。

○係（ 〇〇〇君） 続きまして、農地法第5条の許可申請、申請番号11—9について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請地において文化財の試掘を行った結果、本掘が必要と認められたことから、申請人が農地法5条の申請による使用貸借を行い、発掘調査のための一時転用を行うという内容でございます。

調査後は、農地へ復旧を行います。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

申請地は、薦野の田中の交差点の北側に位置する斜線部の4筆の各一部でございます。こちらは、今行われております薦野清滝地区の基盤整備地内の第3工区に該当する部分でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、東西に農地が広がり10haを超えることから、第1種農地と判断しておりますが、発掘調査のための一時転用は可能となっております。

次に図面等を説明いたします。14、15ページに、現況、計画平面図を記載しております。

15ページをお願いいたします。

発掘調査のため、想定ではありますが、記載の断面図の形で30cmから50cm程度の掘削を行い、最深部では泥水が流出しないよう素掘り側溝や、ます状の掘り込みを設ける計画でございます。

期間は、許可後から令和8年3月19日となっております。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和7年10月24日付で無条件での承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理しております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（ 〇〇〇君） 地元委員さんは、補足はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 〇〇〇君） ないということです。御意見、質問等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 〇〇〇君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 〇〇〇君） 全員賛成。

それでは、議案第3号利用権の設定ということで、11—24から26までの説明を願います。

○係（ 〇〇〇君） 議案第3号利用権の設定について説明いたします前に、今回の議案は、〇〇〇会長、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 〇〇〇委員、 〇〇〇委員、 〇〇〇委員、 〇〇〇委員 退席〕

○係（ 〇〇〇君） それでは、16ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び法律の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができるとなっておりますことから、今回、議案を提案いたしました。

今回、新規3件、更新27件の計30件の申出がっております。

議案の説明としては、通常の更新となる案件を除きました新規の案件のみ説明いたします。

それでは、16ページ、申請番号11—24、筈内にございます1筆、面積1,566㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年1月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号11—25、筈内にございます8筆、面積7,553㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年1月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、17ページ、申請番号11—26、谷山にございます1筆、面積2,569㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年1月1日から令和12年12月末日までの貸し借りとなっております。

申請番号11—27以降は通常の更新となりますので、議案の説明は省略いたします。

議案の説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 〇〇〇君） ただいま、議案3号利用権設定について事務局から説明がありました。どなたか質問、意見等。

○係長（ 〇〇〇君） ちょっと訂正いたします。

○係（ 〇〇〇君） すいません、1点訂正をいたします。

17ページ、申請番号11—26につきまして、終期が令和12年6月15日までの貸し借りということで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（ 〇〇〇君） ただいま、議案3号利用権設定について説明が終わりました。質問、意見ある方は、農業委員の方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) ないようなので採決に移りたいと思います。議案 3 号利用権設定について、賛成される農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長 () 君) ありがとうございます。全員賛成で、議案 3 号は可決されました。ありがとうございます。

() 委員、() 委員、() 委員、() 委員 着席〕

午後 3 時32分閉会
